

# 町県民税の申告は3月15日(水)までに!



## 川上・七滝地区の申告会場が 今年度から役場本庁に変更になりました

申告相談の日程は、広報こさか令和5年1月号(7ページ)をご確認ください。

(本人確認書類)マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証、健康保険証など

※申告書類にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要になります。

※被扶養者がいる方は、その方のマイナンバー(個人番号)が分かるものを持参してください。

### 申告会場では

- 受付表へ氏名・行政区を記入してからお待ちください。
- 税務署から確定申告のお知らせハガキが送付された方は会場に持参してください。
- 医療費控除を申告する方は「医療費控除の明細書」を必ず作成してください。
- 農業・営業等の事業所得の申告をする方は収入・経費の集計を事前に行ってきてください。

### 町・県民税の申告が不要の方

- 税務署へ所得税の確定申告書を提出する方
- 収入は給与・公的年金等のみで支払先から支払報告書が小坂町へ提出されている方

### 町・県民税申告書(簡易様式)の提出でよい方

～各施設備え付けの投函箱へ

- 収入がなかった方
  - 非課税収入(遺族年金・障害年金・雇用保険等)のみの方
- ※投函箱設置施設: 役場税務班・七滝支所・十和田出張所・セパーム・川上公民館

### 新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

- マスク着用のうえお越しください。
- 当日体調が優れない方は、無理をせず別の日にお越しください。



■お問い合わせ先 町民課税務班 (TEL29-3904)



確定申告に便利な

## e-TAXを利用してみませんか

e-TAXは自宅のパソコン、スマートフォンから申告ができる便利なサービスです。

#### ①WEBサイトから簡単申告

国税局のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、24時間いつでも利用できます。

#### ②添付資料の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票は、提出を省略することができます。

#### ③還付金の受け取りがスピーディー

通常は1か月半程度かかりますが、e-TAXは3週間程度に短縮されます。

詳しくは、国税庁WEBサイト e-TAXコーナー <http://www.e-tax.nta.go.jp>